平成２３年（フ）第９８号
石川県加賀市動橋町ム31番地３
債務者　小西カンナ
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７５号
三重県伊賀市荒木1701番地の11、前住所三重県伊賀市緑ケ丘西町2634番地の１
債務者　阿形　光雄
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２９５号
兵庫県伊丹市御願塚１丁目５番29―301号
債務者　森川　　剛
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市田寺５丁目２番38号１―西号
債務者　藤安　伸二
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０６号
奈良市南肘塚町139番地の２　パナハイツ舘林203号
債務者　大田　　篤
１　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
山口県下関市秋根東町４番18―302号　グランサ―ヴ新下関
債務者　尾潟　浩美
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
山口県下関市豊浦町大字室津下21番地94
債務者　稗田　幸枝
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
徳島県阿波市阿波町東条300番地１東条団地５号
債務者　郡　　恒子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参207番地５
債務者　潮崎まゆみ
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
徳島市北矢三町１丁目２番66　ダイニチハイツ301号
債務者　塩江　史治（旧姓早雲）
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
徳島市大谷町大開63番地の１
債務者　関口　裕子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号
徳島市八万町弐丈62番地の12、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村147番地３
債務者　小林みか子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２９号
徳島県板野郡上板町引野字竹重20番地
債務者　川瀬　俊文
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６号
徳島県徳島市川内町金岡64番地１リッチ・ド・川内２　405号室、住民票上の住所徳島県徳島市川内町榎瀬767番地
債務者　桂　　旬子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４３号
徳島市八万町柿谷38番地　庄野アパート101号室
債務者　岡田　朗男
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１３号
愛媛県松山市余戸中３丁目10番35号　レジデンス余戸403号
債務者　山本　直美
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２５号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　富士ビル201号
債務者　越智あすか
１　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松山地方裁判所